

***この同意書は、傷病手当金を申請されない方は提出不要です。**

第三者の加害行為が原因で傷病手当金を申請される場合に、「傷病手当金支給申請書」と同時に提出して下さい。

第三者行為にかかる傷病手当金の申請について(同意書)

第三者の加害行為によって労務不能となった場合、通常、加害者(加害者の加入している損害保険会社等を含む。以下同じ。)から休業補償を受けることとなりますが、何らかの理由により加害者から休業補償を受けられない、若しくは受けるまで相当の期間を要する場合には、森永健康保険組合に傷病手当金を申請することも可能になっております。

但し、後日、加害者から同一事由による休業補償を受けた場合には、その受けた保障の価額を限度に、先に受けた傷病手当金の一部、若しくは全部を返納いただくこととなります。

従って加害者から休業補償を受ける前に傷病手当金を申請する場合は、下記内容について同意され署名した上で、この同意書を添えて傷病手当金支給申請書を提出して下さい。

森永健康保険組合

【 同 意 書 】

森永健康保険組合 理事長 殿

私は、先に届出た第三者の加害行為が原因での傷病手当金を申請しますが、後日、加害者から休業補償を受けた場合は、森永健康保険組合にただちに連絡するとともに、加害者から受け取った休業補償の価額を限度に、先に給付を受けた健康保険の傷病手当金の一部、若しくは全部を返納することに同意致します。

住 所 〒 _____
氏 名 _____
電 話 番 号 (_____) _____
健 康 保 険 証 の 記 号 番 号 _____

令和 年 月 日

(健康保険法 第57条)

- 1 保険者は、給付事由が第三者の行為によって生じた場合において、保険給付を行ったときは、その給付の価額(当該保険給付が療養の給付であるときは、当該療養の給付に要する費用の額から当該療養に関し被保険者が負担しなければならない一部負担金に相当する額を控除した額。次条第1項において同じ。)の限度において、保険給付を受ける権利を有する者(当該給付事由が被保険者の被扶養者について生じた場合には、当該被扶養者を含む。(次項において同じ。))が第三者に対して有する損害賠償の請求権を取得する。
- 2 前項の場合において、保険給付を受ける権利を有する者が第三者から同一の事由について損害賠償を受けたときは、保険者は、その価額の限度において保険給付を行う責めを免れる。